

細 則

第一章 総 則

第1条 この細則は、附則1に基づき、本会の運営に関する事項について定める。

第二章 役員並びに委員の選出

第2条 本会の役員の構成は、次のとおりとする。

会長（保護者）、副会長（保護者2名）、事務長（教職員）、事務次長（教職員）、書記（保護者）、会計（保護者1名、教職員1名）

第3条 会計監査委員の構成は、次のとおりとする。

会計監査委員（保護者3名）とし、会則第18条に基づく。

第4条 役員推薦委員会（以下「委員会」という）の構成と任務は、次のとおりとする。

1. 委員会は、各学年で互選により選ばれた保護者2名ずつの委員と、教職員から選ばれた2名の委員により構成する。
2. 委員会は、委員長1名、副委員長1名を互選し、委員長は、委員会を代表し、一切の議事運営にあたる。委員長事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
3. 委員会は、会則第8条の役員および第9条に定める会計監査委員を選考する。
4. 委員会は、すくなくとも総会の前までに、候補者を広く会員にはかり選考し、候補者の同意を得て、総会において決定する。

第5条 学年委員会、専門委員会、地区委員会は次のとおりとする。

1. 学年委員は各学級から2名選出する。広報委員、研修委員、保健体育委員は、各学年から4名選出し、健全育成委員は、地区から11名（吉成2名、中山吉成2名、中山台3名、南吉成東2名、南吉成西2名）選出する。地区委員は、各地区から若干名選出する。
2. 教職員の委員を各若干名選出する。
3. 各委員会は、委員長1名、副委員長1名を委員の互選により選出する。

第三章 委員会の設置と任務

第6条 会則第17条に基づき次の委員会を設置し、任務は次のとおりとする。

1. 学年委員会

(1) 学年委員会は第一学年より第三学年まで学年別とする。

(2) 学年委員会は、その学年に共通する問題について研究、連絡および協議するほか会員相互の親睦をはかり教養を高める。

2. 専門委員会

専門委員会に次の委員会を設置する。

(1) 広報委員会

広報活動や新聞発行をする。

(2) 健全育成委員会

健全育成と教育環境の整備充実に関する活動を行う。

(3) 研修委員会

会員の教育研修に関する活動を行う。

(4) 保健体育委員会

生徒および会員の保健体育に関する活動を行う。